

## 岡山県職業能力開発審議会について

### ○審議会の概要

根拠法令：職業能力開発促進法（第91条第1項）

岡山県職業能力開発審議会条例

委員定数：15名以内（うち事業主代表委員と労働者代表委員は同数）

※会長は、学識経験者である委員から選挙で選出

委員任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで  
（2年間）

付託事項：県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項  
の調査審議

### 【これまでの主な審議経過】

平成27年度	「第9次岡山県職業能力開発計画」の進捗状況について 「第10次岡山県職業能力開発計画」の策定について
平成28年度	「第10次岡山県職業能力開発計画」（素案）について 「第10次岡山県職業能力開発計画」（案）について
平成29年度	開催なし
平成30年度	「岡山県立高等技術専門校見直し計画」（素案）について 「岡山県立高等技術専門校見直し計画」（案）について
令和元年度	開催なし
令和2年度	「第10次岡山県職業能力開発計画」の進捗状況について 「第11次岡山県職業能力開発計画」の策定について
令和3年度	「第11次岡山県職業能力開発計画」の策定について 「県立高等技術専門校における在職者訓練の有料化」について
令和4～6年度	開催なし